

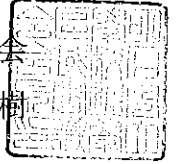
平成 26 年（2014 年）10 月 9 日

明石市教育委員会

委員長 井筒典久様

明石市立学校通学区域審議会

会長 安東茂樹



大久保小学校過大規模対策について【答申】

本審議会は、平成 25 年 9 月 24 日付明教委総第 59 号において、標記につき諮問を受けて以来、地元関係者の意見を聴取することなどの調査に努めながら慎重に審議を重ねてきましたが、下記によることが妥当であるとの結論に達しましたので、答申します。

なお、今回の審議に当たっては、子どもたちの良好な教育環境を確保することを第一に、あかし教育プランの基本理念である「地域ぐるみで人を育てる」を踏まえ、自治会区域等に一定の配慮をしながら、検討を行いました。

記

1. 諮問事項

「大久保小学校過大規模対策について」

2. 答申

(1) 次のとおり通学区域の見直し等を行うよう答申する。

- ①谷八木調整区域を大久保南小学校の通学区域に変更するとともに、申請により谷八木小学校に通うことができる調整区域に変更する。
- ②大久保町区域の一部と焼野自治会区域の一部を大久保南小学校の通学区域に変更する。
- ③ライオンズマンション明石大久保の区域、ラブリー明石大久保自治会の区域、プレステージ大久保サウスヒルズの区域を大久保南小学校の通学区域に変更する。
- ④大久保駅前自治会の区域と、三軒茶屋自治会の区域の一部を大久保南小学校の通学区域に変更する。

- ⑤宮前自治会の区域を沢池小学校の通学区域に変更する。
- ⑥森田自治会の区域の一部を沢池小学校の通学区域に変更する。

*上記①～⑥については【別紙1】参照

なお、松陰山手土地区画整理事業（平成23年度～平成27年度）の区域については、大久保小学校の児童数増加につながる可能性があることから、教育委員会において、通学路の安全対策等に留意された上、隣接小学校の通学区域への変更等について検討されたい。*【別紙2】参照

- (2) 実施時期については、児童の教育環境の改善を図るため、できるだけ早期に実施すること。
- (3) 校区変更となった地域については、通学路の安全確保のため現地調査を行い、必要に応じて対応を図ること。
- (4) その他の留意事項については、【別紙3】のとおりとする。

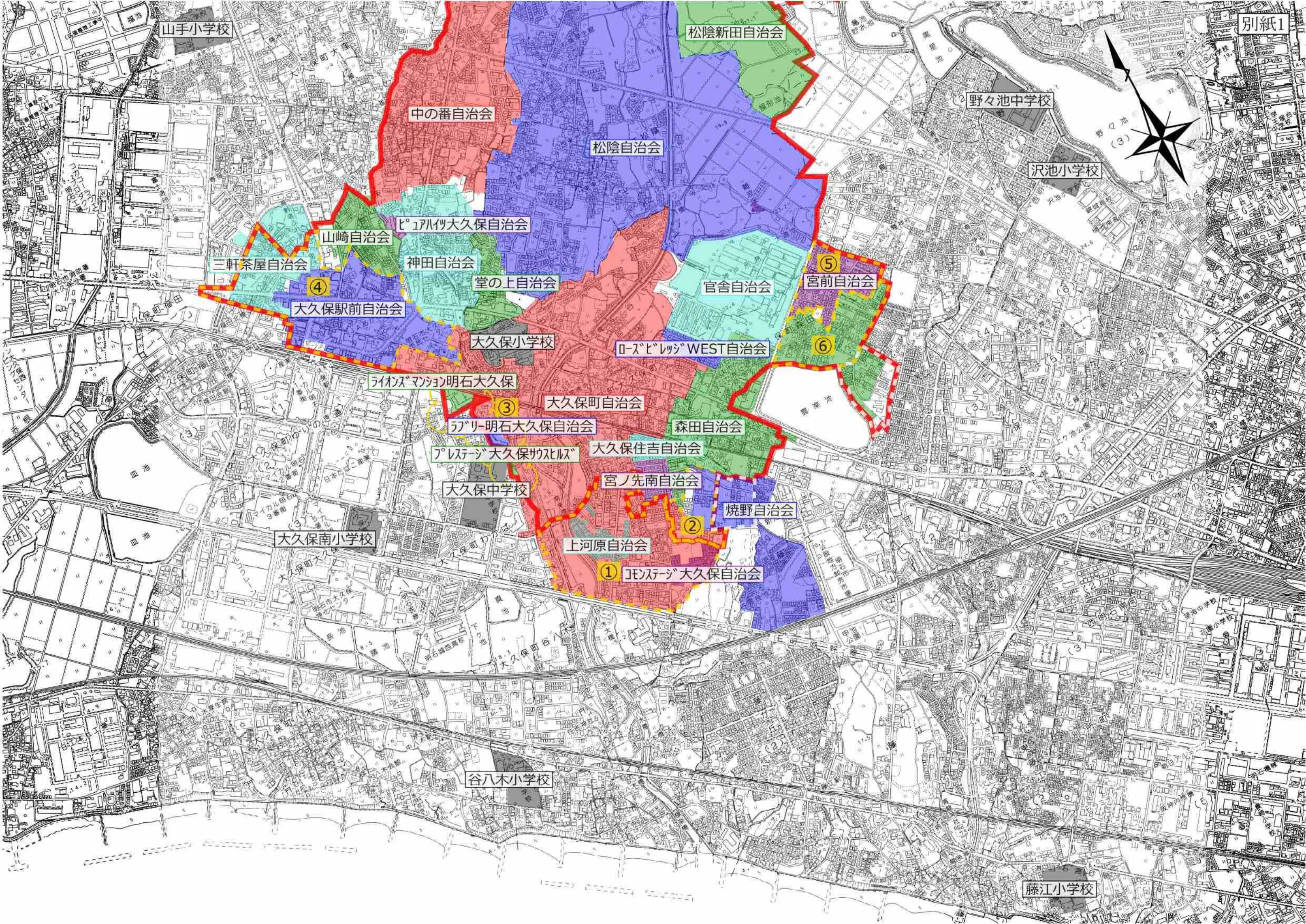
3. 審議経過

【平成25年度】

平成25年9月24日	第1回審議会	教育委員会の諮問受理
平成25年10月28日	第2回審議会	現地視察及び地元意見聴取
平成25年11月25日	第3回審議会	審議
平成26年1月31日	第4回審議会	審議
平成26年3月13日	(大久保小学校 PTA 役員説明会)	

【平成26年度】

平成26年5月2日	第1回審議会	審議
平成26年5月23日	第2回審議会	審議
平成26年6月12日	(大久保小学校 PTA 役員説明会)	
平成26年7月10日	(関係自治会長説明会)	
平成26年7月15日	(大久保小学校 PTA 説明会)	
平成26年7月28日	第3回審議会	審議
平成26年8月21日	第4回審議会	審議
平成26年9月26日	第5回審議会	審議



山手小学校

松陰新田自治会

中の番自治会

松陰自治会

野々池中学校

沢池小学校

ピオアハク大久保自治会

山崎自治会

三軒茶屋自治会

神田自治会

堂の上自治会

官舎自治会

宮前自治会

④ 大久保駅前自治会

大久保小学校

ローズビレッジ WEST自治会

⑥

ライオンマンション明石大久保

大久保町自治会

③ ガリ-明石大久保自治会

森田自治会

プレステージ大久保ゆき

大久保住吉自治会

大久保中学校

宮ノ先南自治会

焼野自治会

大久保南小学校

上河原自治会

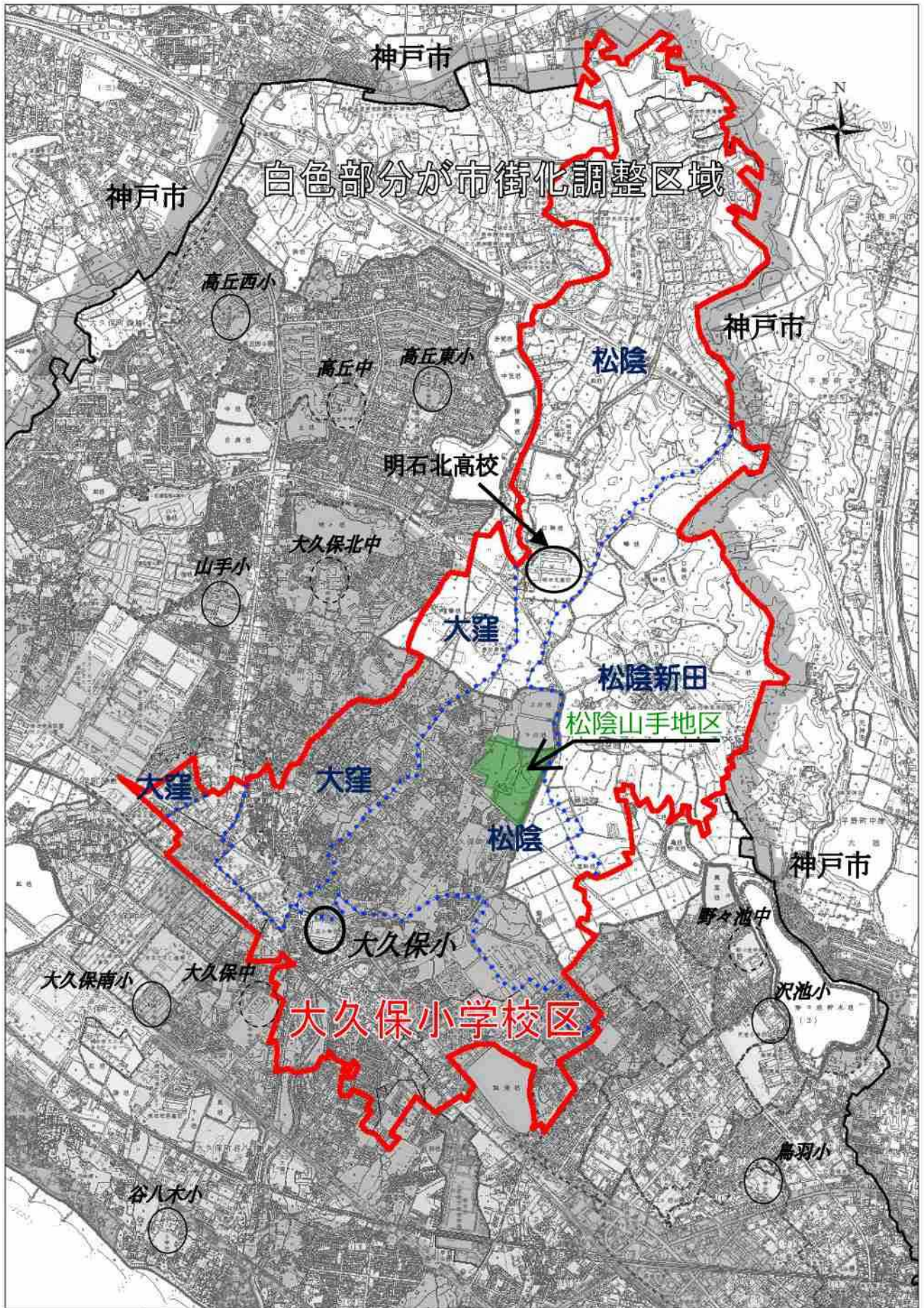
① プレステージ大久保自治会

谷八木小学校

藤江小学校

市街化調整区域（大久保小学校区周辺）

市街化調整区域は、自然環境の保全や農林水産業などの土地利用を中心とし、市街化を抑制すべき区域で、原則として開発行為や建築行為はできないことになっています。



大久保小学校の通学区域見直しに係る その他留意事項について

1. 通学区域の変更等対象区域（以下「対象区域」という。）の児童生徒については、原則として変更後の学校が就学指定校となるが、以下のとおり、配慮を要する場合については、保護者からの申請に基づき、変更前の学校への就学を認めることを検討されたい。ただし、今回の内容は、子どもたちの良好な教育環境の確保のため、大久保小学校の過大規模対策を進めようとするものであり、年次的或いは限定的な対応が必要と考える。

(1) 在校生への配慮

通学区域の変更が実施された時点での大久保小学校在籍者については、通学区域の変更に伴う児童生徒に与える影響等を考慮し、希望により引き続き大久保小学校への就学を認める。

(2) 兄弟姉妹関係への配慮

小学校入学時点で兄・姉が大久保小学校に在籍している場合は、学校行事における保護者の負担等を考慮し、希望により大久保小学校への入学を認める。

(3) 卒業生への配慮

野々池中学校の通学区域に変更となる区域に居住する大久保小学校の卒業生については、小学校時代からの友人関係等を考慮し、希望により大久保中学校への入学を認める。

(4) 転入生等への配慮

対象区域において、大部分の児童が引き続き大久保小学校に就学している地区に、転入してきた児童（新入生を除く）等については、従来からの区域外就学の基準に照らして、齟齬が生じないように、個別の事情等を十分に考慮し、教育的な配慮が必要と判断される場合には、希望により大久保小学校への就学を認める。

2. 小学校の通学区域の変更に伴い、市立幼稚園の通園区域が変更されることから、以下の点について配慮を検討されるよう意見を申し添える。

(1) 園児募集（入園）にかかる配慮

通学区域の変更等が決定され、実施されるまでの間において、対象区域の幼児の保護者の希望により、通園区域変更後の幼稚園への入園（申込み）を認める。

(2) 兄弟姉妹関係への配慮

小学校入学時に上記1. - (2) の対象となる見込みの児童については、その配慮に準じて、希望により大久保幼稚園への入園を認める。